

# Toyokoro Letter



地域づくり推進員  
鎌本真理から  
「とよころ」のステキを  
紹介します。

## 月イチで行われる 白熱した豊頃団志の会議

豊頃男志は、町づくりに興味がある方を対象とし、老若男女問わず参加者を募集しています。これまで月1回の会議を行い、「移住定住・人口増加」を大目標に、町内の活気を取り戻すことも大切な目標としています。

役場の担当者が一方的にルールや規律を押し付けることはせず、参加者みんなの総意をもって実施内容を決定しています。このため議論が熱くなり、なかなかまとまらないことも。しかし、この活動を通して異業種を超えた町内の仲間づくりや世代を超えた人的交流が行える場所になっているようです。

『例年どおりに進めればよい』という、「前例踏襲主義」という役所にありがちな思考パターンにならない事業とするため、毎回、試行錯誤を繰り返してはいますが、答えはどこにもありません。

町づくりに必要な要素をいろいろと出し、OODA (Observe・観察、Orient・仮説構築、Decide・意思決定、Act・行動) を実践していける活動がこれからも継続できればと考えています。

まだこの活動をご存じない町内の方々へ知ってもらいたいという思いから、今年度は町内向けの活動に力を入れていく予定です。

どのような活動でも、活動している人自身が楽しいと思えることを大切に、イベントを計画していますので、今後の活動にご期待ください。

## 産業まつりに向けた 商品開発

豊頃町産のじゃがいもを使ったニョッキを作成しているところ。こちら以外にも、おからと鹿肉と豚肉の合いびき肉を使ったハンバーグなどを作りました。次回はコロッケを試作予定！



産業まつりにむけて、豊頃町産のものを使った商品開発の試作品づくりを始めています。

町民の皆さんの町づくりに対する「想い」や「気づき」からはじまる創意工夫にあふれたもので開発ができればと考えていますので、ご協力をお願いします。



Facebookにて「ToyokoroLetter」を運営中。お気軽にフォローよろしくお願いします♪

## 国民年金からのお知らせ

# あなたも年金を増やしませんか？

20歳から60歳までの40年間保険料を納めた人が、65歳から受給する老齢基礎年金は満額で780,100円です。老齢基礎年金制度に上乘せして年金額を充実させるには「付加年金」「国民年金基金」などの制度があります。これらの制度に加入すると、納めた保険料や掛け金は全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税の負担が軽減されるメリットもあります。

### 1 付加年金 ～ちょっと増やせる～

国民年金基金に加入していないことが条件になりますが、免除等を受けていない自営業者などの子組年金の第1被保険者の方は国民年金保険料を納付する際に月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金受給時に200円×付加保険料納付済期間の月数で算出した額が加算されます。

このように、納付額がいくらであっても、65歳から国民年金をもらいはじめて、2年で元が取れる計算です。

例えば…

付加保険料を10年間(120月)納付したとします。

【納めた総額】

400円×120月=48,000円

【1年間に支給される額】

200円×120月=24,000円

### 3 過去に保険料の納付を免除された期間はありますか？ ～追納で増やせる～

保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、あとから納めること(追納)により年金額を増やすことができます。

追納を行う場合は、年金事務所で申し込みを行っていただき、承認を受けたうえで、送付される納付書でお支払いしていただきます。

追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除期間に限られています。ただし、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

今年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額は、右表のとおりです。原則、古い期間の保険料から納めることになります。

### 2 国民年金基金～選んで増やせる～

第1被保険者の方はサラリーマンや公務員(第2被保険者)のように、国民年金に上乘せして厚生年金に加入している方と比べると、老後に受けられる年金額に大きな差が生じます。

この年金額の差を解消するために、第1被保険者の方が国民年金に上乘せできる年金としてできたのが国民年金基金です。

国民年金基金に加入すると、第1被保険者の方の年金も「国民年金」と「国民年金基金」の『二階建て』の仕組みとなり、ゆとりある老後資金を準備できます。国民年金基金に加入できる方は国民年金保険料を納めている20歳以上60歳未満の方(農業者年金加入者を除く)および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で、国民年金に任意加入されている方です。

国民年金基金の年金(給付)の型は、受取期間や遺族一時金の有無などの違いにより7種類の型がありますので、自分にあった年金設計ができます。

ご相談・資料請求は、北海道国民年金基金まで。フリーダイヤル☎0120(65)4192に直接ご連絡ください。

免除の承認を受けた年度の保険料を令和2年3月31日までに追納する場合の月額

年度	全額免除 納付猶予 学生特例	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
平成21年度	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
平成22年度	15,540円	11,650円	7,770円	3,880円
平成23年度	15,320円	11,490円	7,660円	3,830円
平成24年度	15,170円	11,380円	7,590円	3,790円
平成25年度	15,150円	11,360円	7,570円	3,790円
平成26年度	15,300円	11,470円	7,640円	3,820円
平成27年度	15,620円	11,710円	7,810円	3,910円
平成28年度	16,280円	12,200円	8,140円	4,060円
平成29年度	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円
平成30年度	16,340円	12,260円	8,170円	4,090円

※平成28年度分以前の保険料には加算額が上乘せされています。

申込み・問合せ先

付加年金・追納 ⇒ 日本年金機構帯広年金事務所 ☎0155(25)8113  
国民年金基金 ⇒ 北海道国民年金基金 ☎0120(65)4192

問合せ先

役場住民課戸籍年金係 ☎(574)2213